

# 65歳以上の皆さんの保険料（税）の 支払い方法について

～来年度から『特別徴収（年金天引き）』と  
『普通徴収（口座振替）』の選択制となります～

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料で特別徴収（年金天引き）の対象者の皆さんは、来年度から『特別徴収（年金天引き）』と『普通徴収（口座振替）』を**選択することができます**。（従来の『年金天引き』を希望される人は、手続きの必要はありません。）

口座振替での支払いを希望される人は、最初に口座振替の手続きが必要となりますので、金融機関で口座振替の手続きを行い、口座振替依頼書の本人控えを持参のうえ（すでに申し込まれている人は不要）、住民課税務係の窓口で申請してください。

**2月3日まで**に手続きいただきますと、平成21年4月分の特別徴収（年金天引き）が中止され、4月から**口座振替により**お支払いいただくこととなります。

※これまでは、次の

- ① 2年間、国民健康保険税の納め忘れがなかったご本人が口座振替で支払う場合
- ② 世帯主・配偶者が、ご本人（年金収入が180万円未満の人）に代わって口座振替で支払う場合

に限られていましたが、こうした限定がなくなりました。

※上記の期限（2月3日）を過ぎてから手続きをいただいた場合は、『年金天引き』の中止が6月分以降となりますので、ご了承ください。

## ご注意いただきたいこと

- ※ 口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されます。
- ※ 年金からの天引きのままかまわない場合は、手続きの必要はありません。
- ※ これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります。

【お問い合わせ先】 大崎町役場 住民課 税務係 Tel 476 - 1111 (内線 112, 113)